

浄化槽の管理者(使用者、設置者)が行う必要な手続き(各種届出書)

① 浄化槽を使用開始したとき

使用開始報告書

浄化槽の使用を開始してから、30日以内に提出が必要です。



② 管理者が変更になったとき

浄化槽管理者変更報告書

浄化槽の所有者、設置者等が変更になったら、変更の日から30日以内に提出が必要です。



③ 浄化槽を一時的に使用しないとき

浄化槽使用休止届出書

別荘や空き家、家屋の売却等、長期間浄化槽の使用が見込まれない場合、休止の手続きを行うことで、使用休止期間内の法定検査・保守点検・清掃が免除されます。



④ 浄化槽の使用を再開したとき

浄化槽使用再開届出書

上記3の手続きにより使用を休止していた浄化槽について、使用を再開する場合は、使用を再開した日から30日以内に提出が必要です。



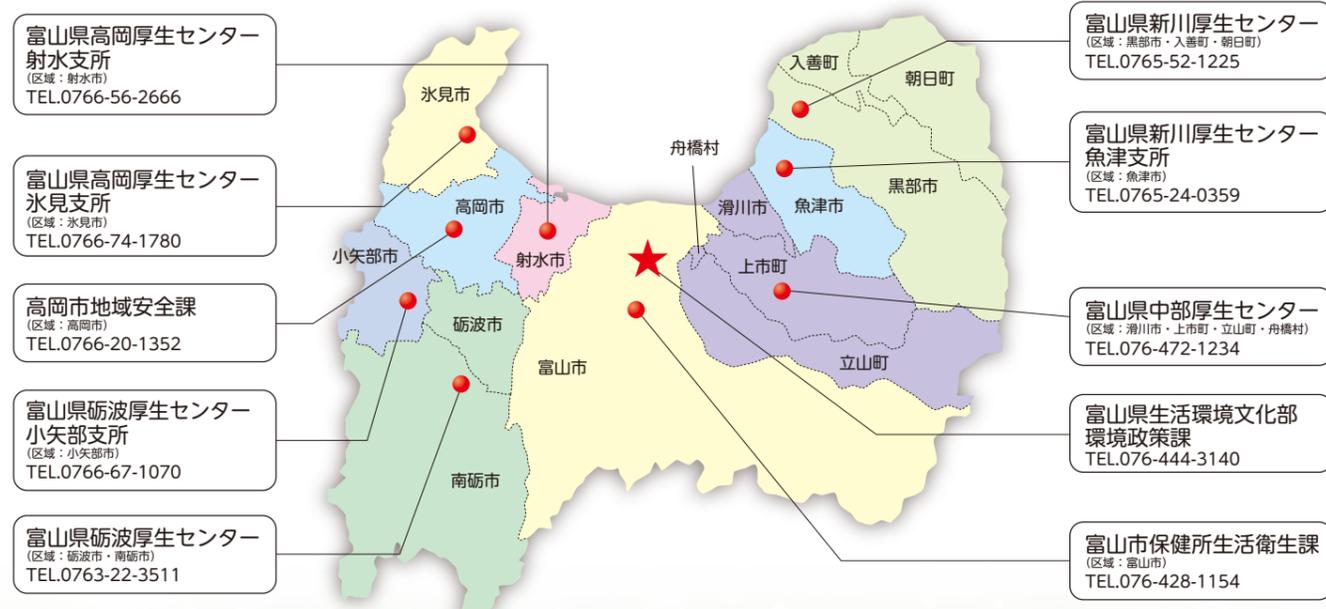
⑤ 浄化槽を廃止するとき

浄化槽廃止届出書

浄化槽を下水道への接続や取壊し等で廃止する場合、廃止した日から30日以内に提出が必要です。



浄化槽に関するお問合せ及び届出書などの提出窓口



富山県知事指定検査機関
公益社団法人 **富山県浄化槽協会**

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル別館2階
TEL.076-421-1208 FAX.076-421-1495 E-mail. info@jkyo-toyama.or.jp

法定検査のお申込みや浄化槽に関するご相談は…

浄化槽相談窓口

☎ 0120-192-101

詳しくはHP▶ 富山県浄化槽協会 検索
ホームページアドレス http://www.jkyo-toyama.or.jp/

合併処理浄化槽を新たに設置される皆さまへ

浄化槽は、私たちの家庭等から排出される生活排水をキレイにして川などに放流する施設です。その機能を正常に維持するためには、保守点検、清掃、法定検査の3つを適正に行う必要があります。浄化槽の管理者(使用者)には、定期的に保守点検、清掃を行い、法定検査を受検することが『浄化槽法』により義務付けられています。

※違反した場合は「罰則」が設けられています。

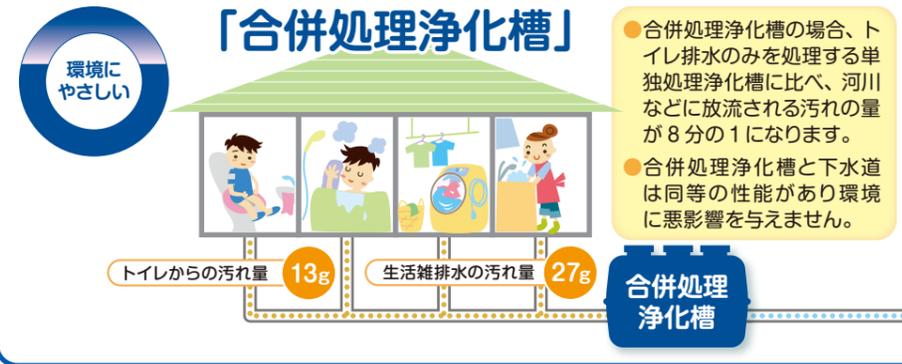
浄化槽を新たに設置される場合は、以下のことをご理解のうえ、適切に維持管理を行ってください。

合併処理浄化槽を設置される方へ

合併処理浄化槽 下水道処理施設と同等の処理能力を有する優れたもの。



生活雑排水とトイレ排水を各家庭で個別処理



- 下水道なみの水処理能力
- 設置コストが安い
- 国や自治体から補助
- 工事期間が10日ほどと短い
- 地震に強い
- 汚れた水をその場できれいにし、放流する環境にやさしいシステム

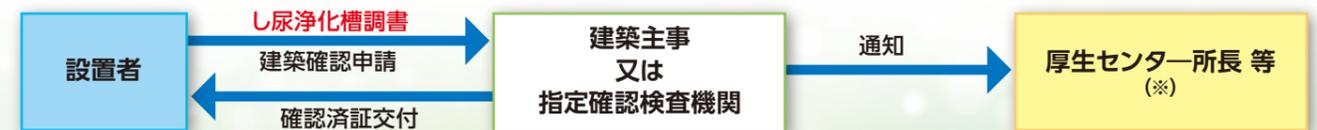
※数値は、1人が1日に流す水質汚濁物質の量をBOD(生物化学的酸素要求量)で表したものです。有機物を多く含んだ汚れた水ほどその数値が高くなります。

※(BOD値)

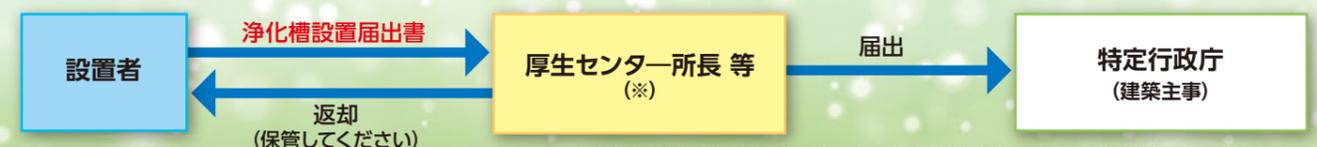
浄化槽設置工事のポイント

① 浄化槽を設置される場合は届出が必要です。(通常、手続きは工事業者等が代行しています。)

確認申請を伴う場合(建築基準法第6条)



確認申請を伴わない場合(浄化槽法第5条)



(※) 富山市は富山市保健所、高岡市は市民生活部地域安全課、それ以外は富山県の厚生センター

② 合併処理浄化槽へは、生活排水の全てを接続してください。



浄化槽の設置工事は、浄化槽法に基づく県知事の登録業者又は、建設業法に基づく届出をした浄化槽工事業者へ依頼して、基準にあった適切な工事をしてください。

浄化槽の工事は「浄化槽設備士」が行います。(富山県浄化槽協会のホームページをご覧ください。)

浄化槽に接続しなければならない排水とは、トイレ、台所、お風呂、洗濯、洗面所等の住宅から出る**全ての生活排水**です。

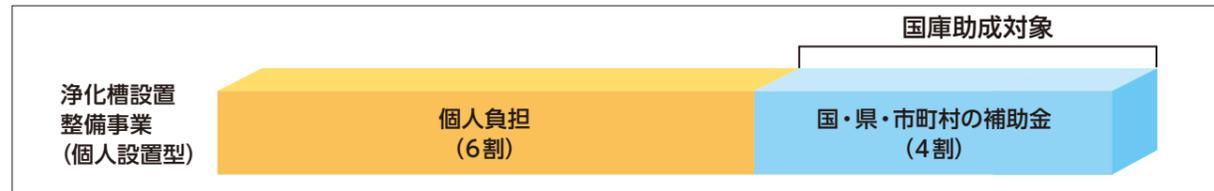
浄化槽に接続してはいけない排水とは、雨水、屋外水栓排水、エアコン等の機器のドレン配管等の排水です。

③ 浄化槽の上部を駐車場として利用する場合は、耐圧用マンホール、鉄製マンホールを使用し、上部にスラブコンクリートを施工し、破損防止の措置を講じてください。

④ 配管勾配などの影響で深埋めされる場合のカサ上げは、30cm以内としてください。それ以上深くなる場合は2重スラブ構造としてください。

⑤ 国庫補助制度を活用しましょう!

当面下水道が整備されない地区に合併処理浄化槽を設置する場合、助成制度があります。市町村設置型(市町村が浄化槽を設置し、維持管理を行うもの)を推進している市町村もあります。詳しくは、各市町村の浄化槽担当窓口にお問合せください。



浄化槽維持管理のポイント

維持管理は、「法定検査」、「保守点検」、「清掃」の3つのことを言い、全ての実施が義務付けられています。それぞれのポイントは次のとおりです。

① 「法定検査」を受検しましょう。

法定検査には、設置したときに受けなければならない「7条検査」と、それ以降毎年1回受けなければならない「11条検査」の2種類があります。

法定検査は、浄化槽が適正に設置、維持管理し、その機能が十分に発揮され、**放流水質が国の基準を満たしているかどうか**、現場での外観検査や水質検査、また持ち帰った水のBOD検査等を行い、それらを総合的に判断し、証明するものです。**法定検査は、車で例えると「車検」にあたります。**

受検申込は、**県知事から指定を受けた検査機関である**(公社)富山県浄化槽協会へお願いします。

法定検査には検査手数料(非課税)が掛かります。人槽で決まっています。

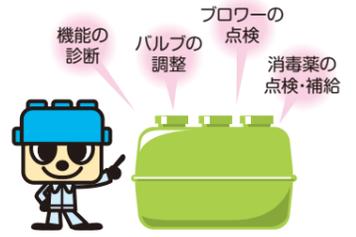
10人槽以下の場合 7条検査手数料…10,000円 11条検査手数料…6,000円 です。



② 「保守点検」は専門の業者へ委託しましょう。

浄化槽を正しく運転し、その機能を維持するために必要な作業で、点検、調整または修理を行います。

富山県や富山市へ登録されている保守点検業者へ委託してください。



③ 清掃を実施しましょう。

浄化槽に流れ込んだ汚水は、処理する過程で汚泥等となり、槽内に溜まってきます。定期的にそれらを除去し、きれいな水を張る清掃が必要です。

通常、1年に1回以上は必要となります。

清掃は、市町村の許可を受けた清掃業者へ委託してください。

維持管理費の助成を行っている市町村もあります。詳しくは各市町村の浄化槽担当窓口にお問合せください。



浄化槽維持管理補助制度の実施例

黒部市	合併処理浄化槽維持管理一括契約	都市創造部 上下水道経営課
	合併処理浄化槽の「維持管理一括契約」を推進し、適正に維持管理を行う管理者を支援	
小矢部市	小矢部市合併処理浄化槽維持管理補助金	産業建設部 上下水道課
	合併処理浄化槽の適正な維持管理をされている方に対し、維持管理に要する経費の一部を補助	
砺波市	砺波市浄化槽維持管理事業補助金	建設水道部 上下水道課
	合併処理浄化槽の維持管理費用の一部を助成	

単独処理浄化槽(トイレのみ接続)を使用されている皆様へ

単独処理浄化槽の新規設置はできません。現在使用している既存の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換(入替え)に努めなければなりません。

合併処理浄化槽の設置費用に加え、転換時に係る撤去費用や宅内配管工事費の上乗せ補助を行っている市町村もあります。詳しくは、各市町村の浄化槽担当窓口にお問合せください。

トイレ排水だけを処理 「単独処理浄化槽」



単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する場合の助成制度 (R3.12現在)

既存単独処理浄化槽撤去費補助金 小矢部市、氷見市、立山町

宅内配管工事費補助金制度 滑川市、立山町